

議第 37 号

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

指定管理者により継続的に施設の運営をすることができる料金とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例

下呂市ゆったり館条例（平成17年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第13条関係）					別表（第13条関係）				
○ 室内利用料（略）					○ 室内利用料（略）				
○ 入浴料					○ 入浴料				
1 基本入浴料					1 基本入浴料				
区分	単位	料金（円）		摘要	区分	単位	料金（円）		摘要
		上限	下限				上限	下限	
大人	1回	750	400	大人は16歳以上	大人	1回	730	400	大人は16歳以上70歳未満
小人	1回	650	300	小人は3歳以上16歳未満	老人 小人	1回	520	300	老人は70歳以上 小人は3歳以上16歳未満
2 割引入浴料					2 割引入浴料				
区分	単位	料金（円）		摘要	区分	単位	料金（円）		摘要
		上限	下限				上限	下限	
大人の項（略）					大人の項（略）				
小人	回数券	1回当たりに換算した額が1回券の利用料を超えない額			老人 小人	回数券	1回当たりに換算した額が1回券の利用料を超えない額		
大人・小人共通	年間券	89,100	50,000		大人・老人・小人共通	年間券	89,100	50,000	

改正後					改正前				
					通				

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

ゆったり館の温泉は、源泉温度が低いため加温が必要です。最近の原油価格の高騰により指定管理者の経営環境が厳しくなる中、継続的な施設運営を可能とする料金とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 基本入浴料について、老人（70歳以上）の区分を削り、老人は大人の区分に組み込みます。また、大人料金の上限を750円に、小人料金の上限を650円にします。

割引入浴料についても、老人の区分を削り、老人は大人の区分に組み込みます。

(別表関係)

(2) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則関係)